

高齢者の在宅生活を支援します

1人暮らしや高齢者のみの世帯の家庭生活などを支援し、安心して在宅で生活できるように次のサービスを進めています。サービス内容により調査が必要な場合があります。

問合せ 高齢介護課高齢福祉係

配食サービス

高齢者の健康保持・安否確認のため、夕食を届けます。

対象 65歳以上で1人暮らしまたは高齢者のみの世帯で調理・食材の確保が困難な人

内容 毎週月・水・金曜日または火・木・土曜日または毎日の夕食で普通食、おかゆ、刻み食、医師の指示による治療食のいずれかを選択

料金 1食300円

軽度生活援助員派遣

対象 65歳以上の1人暮らしまたは65歳以上のみの世帯に属する虚弱な人

内容 食事の世話、買い物、洗濯、掃除など簡単な援助

料金 1時間200円

※生活保護受給世帯などは免除します。

おむつ支給

対象 在宅（入院・入所中は除く）で、65歳以上のねたきりまたは認知症の状態が3か月以上継続し、おむつを必要とする人

内容 市が適当と認めた事業所でおむつなどの介護用品を購入できる給付券を交付

給付券額 1か月3,000円

※要介護認定で要介護4・5を受けている住民税非課税世帯の人は6,250円です。

徘徊高齢者 位置情報システムサービス

対象 徘徊のみられる認知症高齢者（65歳未満の特定疾病の人を含む）を介護している家族

内容 GPSを利用して現在地が確認できる装置の貸出し

料金 ①機器 無料②電話による情報提供 1回216円、インターネット・携帯電話による情報提供 1回108円（月2回まで無料）③現場急行料 1回1時間につき10,800円

火災警報器給付

消防法および火災予防条例により既存の住宅には設置が義務付けられています。

対象 65歳以上の1人暮らしで生活保護受給者または住民税非課税世帯の人、またはねたきり高齢者と同居する住民税非課税世帯の人

内容 煙を感知し、音で知らせる火災警報器を支給・取付

用具 住宅用火災警報器を台所用、寝室用の2器
※2階に寝室がある場合は階段に1器追加します。

理容サービス

対象 在宅（入院・入所中は除く）で、65歳以上のねたきり高齢者または身体障害者1・2級で理容店へ行くことができない人

内容 理容業者が家庭を訪問する散髪とひげそり（年間4回分の利用券を交付）

外出支援サービス

対象 在宅で65歳以上の1人暮らしまたは高齢者のみの世帯に属し、下肢、視覚、精神的障害のため、一般の交通機関の利用が困難な人（所得制限あり）

内容 市内の医療機関、公共施設への送迎（週1回まで）

利用 9時～18時

※日曜日、祝日、年末年始は実施しません。

緊急通報システム

対象 65歳以上の1人暮らしで虚弱な人または65歳以上のみの世帯でねたきり高齢者と同居する人

※対象でない1人暮らしの高齢者や高齢者世帯の人でも実費にて取り付けることができますので、ご相談ください。

内容 緊急時に電話の非常ボタンや緊急通報用ペンダントを押すと緊急通報センターにつながる機器を貸与

家具転倒防止事業

地震発生時に家具の転倒を防ぐため、家具などを固定します。

対象 65歳以上の高齢者のみの世帯に属する人

内容 転倒防止用の固定金具などの取付（対象となる家具の5点まで取付可能）

※借家・アパートに住む人は、家主の了解が必要です。